平成２５年（フ）第９０３２号
東京都江戸川区春江町３丁目38―８―201
債務者　小澤　勝則
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０４８号
東京都府中市是政５丁目７―25―203
債務者　武下　卓也
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０６１号
東京都足立区東綾瀬２丁目13―５―218
債務者　西田祐次郎
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０６２号
東京都練馬区北町３丁目６―16―105
債務者　石崎芽衣子
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０６３号
東京都中野区中野１丁目41―32―102
債務者　仲山富壽夫
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０７０号
東京都府中市栄町１丁目３－１―302
債務者　原田　　誠
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０７１号
東京都文京区小石川３丁目９－５―103
債務者　今井　孝二
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０７３号
東京都大田区北千束１丁目68―３
債務者　小酒井　睦
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０８０号
埼玉県狭山市狭山５－３
債務者　佐仲　　昇
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０８３号
東京都板橋区若木２丁目２－１―106
債務者　森下亜佳里
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０８５号
神奈川県横浜市保土ケ谷区天王町１丁目６―１―201
債務者　浦上　淳一
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０８６号
東京都世田谷区千歳台４丁目26―２―615
債務者　村山　和子
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０８７号
東京都中野区新井５丁目５―15―312
債務者　檜山　正晃
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０８８号
神奈川県川崎市宮前区平５丁目７－３
債務者　大淵　文夫
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０８９号
神奈川県川崎市宮前区平５丁目７－３
債務者　大淵　久子
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９０９０号
神奈川県大和市南林間４丁目９―11―205
債務者　ウエルタ　デ　タカヤマ　マグダレナ　グアダルペ
1　決定年月日時　平成25年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部